

5 職員のサービスの状況

サービスの根本基準として地方公務員法第30条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。このサービスの根本基準の趣旨を実現するため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」といった義務を定めています。

(1) 職務専念義務免除の状況

区分	人数
研修	521
厚生計画	1,299
その他	420

※「厚生計画」に伴う職務専念義務免除の内容は、健康診断や成人病予防検査等によるものです。また、「その他」については、永年勤続に伴うリフレッシュ休暇、献血等によるものです。

(2) 営利企業等の従事許可の状況

区分	人数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	0
自ら営利企業を営むこと	2
報酬を得て事務等に従事すること	598